

(別記様式第 1 号)

(様式 3)

計画作成年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 8 年度
計画主体	鹿児島県日置市

日置市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名：日置市産業建設部農林水産課
所 在 地：日置市伊集院町下谷口 1960 番地 1
電 話 番 号：0 9 9－2 7 3－8 8 7 0
F A X 番 号：0 9 9－2 7 3－8 8 7 7
メールアドレス：nousei@city.hioki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ・カモ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県日置市（旧伊集院町・旧東市来町・旧日吉町・旧吹上町）

※カモは、マガモ、カガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オカガモ、ハシビロガモ、ホシヅメ、キンクロハジロ、スズガモ及びクマガモとする。

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	554 千円 0.48ha
シカ	—	0 千円 0ha
サル	—	0 千円 0ha
タヌキ	—	0 千円 0ha
アナグマ	—	0 千円 0ha
スズメ	—	0 千円 0ha
カラス	—	0 千円 0ha
ドバト	—	0 千円 0ha
ヒヨドリ	—	0 千円 0ha
ノウサギ	—	0 千円 0ha
カモ	—	0 千円 0ha
	合計	554 千円 0.48ha

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（2）被害の傾向

① イノシシ
山林に隣接した農地を中心に、水稻、さつまいも等で被害が発生している。
また、田畑の畔を掘り起こす等の被害も発生している。
② シカ
被害報告としてはあげられていないが、東市来地域の山間部で、牧草地及び家庭菜園等への被害が発生している。
③ サル

	被害報告としてはあげられていないが、市内全域で、果樹や野菜の被害が発生している。
④ タヌキ	被害報告としてはあげられていないが、市内全域で家庭菜園の被害が発生している。
⑤ アナグマ	被害報告としてはあげられていないが、市内全域で、住宅敷地内の糞被害、家庭菜園や果樹への被害が発生している。
⑥ スズメ	被害報告としてはあげられていないが、市内全域で、7月～11月の早期・普通期の収穫期に稲穂の被害が発生している。
⑦ カラス	被害報告としてはあげられていないが、年間を通し野菜、牛舎への被害、10月～12月にかけて果樹への被害が発生している。
⑧ ドバト	被害は少ないが、年間を通し豆類、飼料作物への被害のほか、住宅地等への糞被害が発生している。
⑨ ヒヨドリ	被害報告としてはあげられていないものの、11月～3月にかけて野菜、果樹等被害が発生している。 年度によりヒヨドリの飛来数で被害状況が異なる。
⑩ ノウサギ	5月～10月にかけて水稻への被害がある。被害報告が少ないため、被害区域を特定できないが市内全域で発生しているものと思われる。
⑪ カモ	被害報告としてはあげられていないものの、稲作での目撃情報が増えてきており、今後、被害の拡大が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	554 千円 0.48ha	530 千円 0.46ha
シカ	0	0
サル	0	0
タヌキ	0	0
アナグマ	0	0

スズメ	0	0
カラス	0	0
ドバト	0	0
ヒヨドリ	0	0
ノウサギ	0	0
カモ	0	0
合 計	554 千円 0.48ha	530 千円 0.46ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	農業生産者からの捕獲依頼を受け各地域の猟友会に協力を要請し、被害軽減に努めてきた。 有害鳥獣の捕獲推進のため、わな猟免許講習費用の補助を行い猟友会員の増員を図っている。 【県補助事業（国庫事業）実績】 令和2年度 15人 令和3年度 9人 令和4年度 5人 令和2年度 音声認識装置を活用した鳥獣駆除の実証を行った。	イノシシ、アナグマの捕獲数は年々増加しているが、個体数も増加傾向で被害の減少まで至っていない。また捕獲従事者の高齢化や減少により後継者不足が生じることから、今後は捕獲従事者の確保及び育成が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	【県補助事業（国庫事業）実績】 ○R4年度 ICT 新技術実証実験 捕獲箱わな4基 電子トリガー4台、 ICT 接続変換機2機 見回り用無線受信機 わな標識 ○ワイヤーメッシュ柵 (L=569m)	イノシシ以外の鳥獣に対して箱罠の踏み板が作動しない場面があった。ワイヤーメッシュ設置していない圃場に被害が発生する恐れがある。
生息環境管理	該当なし	イノシシ等は生息しにくい環境を作る必要がある。

その他の取組		
--------	--	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

これまでは、捕獲による被害対策が中心であったが、地域が一体となった侵入防止柵の設置や、環境整備等による被害対策を図ることとする。

そのため、日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会と連携し、被害対策への取組を推進する必要がある。

- ① 捕獲従事者の育成・確保
- ② 集落ぐるみの取組を行うため、地域の話合い活動を促進する。
- ③ 猟友会等の捕獲活動に対する支援・捕獲活動の強化
- ④ 荒廃農地の解消等、集落環境の設備を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在の有害鳥獣捕獲班(猟友会)による捕獲を継続して行う。

捕獲従事者数(見込み)

伊集院地域猟友会 48人・東市来地域猟友会 39人・日吉地域猟友会 19人・吹上地域猟友会 29人

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ	捕獲隊員の高齢化に伴い、今後、捕獲数が年々減少する恐れがあるため、広報を活用し、後継者の確保を図る。 捕獲経費の補助は、今後も実施する。
令和7年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ	捕獲隊員の高齢化に伴い、今後、捕獲数が年々減少する恐れがあるため、広報を活用し、後継者の確保を図る。 捕獲経費の補助は、今後も実施する。
令和8年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ・カモ	捕獲隊員の高齢化に伴い、今後、捕獲数が年々減少する恐れがあるため、広報を活用し、後継者の確保を図る。 捕獲経費の補助は、今後も実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① イノシシ 捕獲実績はR2年度928頭、R3年度680頭、R4年度837頭となっている。特定鳥獣保護管理目標に基づき、市内全域において銃器・わなによる捕獲を実施している。 捕獲頭数が前回計画に達しない状況から、農林産物の被害は新たな区域に拡大するなど減少に至らない状況である。 このため、被害地域を中心に捕獲を強化し、被害の軽減に努めることから、捕獲計画数を900頭とする。 ② シカ 捕獲実績はR2年度378頭、R3年度394頭、R4年度324頭となっている。 市内全域において銃器・わなによる捕獲を実施し、被害防止に取り組ん

でいる。

近年、山林部で被害が増加していることから捕獲を強化するため、捕獲計画数を400頭とする。

③ サル

捕獲実績は R2 年度 3 頭、R3 年度 1 頭、R4 年度 0 頭と減少傾向ではあるが、被害発生時に早急な対応を図るため、捕獲計画数を 25 頭とし、市内全域において銃器・捕獲箱による捕獲を実施する。

④ タヌキ

獲実績はR2年度59頭、R3年度50頭、R4年度45頭となっている。

市内全域において銃器・わなによる捕獲を実施しているが、被害は増加傾向にあることから、捕獲を強化する必要があるため、引き続き捕獲計画数を 100 頭とする。

⑤ アナグマ

捕獲実績はR2年度536頭、R3年度451頭、R4年度532頭となっている。

市内全域において銃器・わなによる捕獲を実施しているが、被害は増加傾向となっていることから、捕獲対策を強化するため、捕獲計画数を550頭とする。

⑥ スズメ

過去 3 年間の捕獲実績はないものの、被害発生時に早急な対応を図るため、引き続き捕獲頭数を 50 羽とする。

⑦ カラス

捕獲実績は R2 年度 54 羽、R3 年度 54 羽、R4 年度 55 羽となっている。

被害は減少傾向にあるが、飛来予察ができないことから、市内全域において銃器・捕獲箱による捕獲を実施し、捕獲計画数を100羽とする。

⑧ ヒヨドリ

過去 3 年間の捕獲実績はないものの、被害発生時に早急な対応を図るため、捕獲計画数を 100 羽とする。

⑨ ドバト

過去 3 年間の捕獲実績はないものの、被害発生時に早急な対応を図るため、捕獲計画数を 50 羽とする。

⑩ ノウサギ

捕獲実績はR2年度7頭、R3年度2頭、R4年度0頭となっている。

飛来予察できないことから、被害発生時に早急な対応を図るため、捕獲数を50羽とする。

⑪ カモ

捕獲実績は、R6 年度 2 羽、R5 年度 11 羽、R4 年度 7 羽となっている。

被害発生時に早急な対応を図るため、捕獲計画数を 50 羽とする

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	900	900	900
シカ	400	400	400
サル	25	25	25
タヌキ	100	100	100
アナグマ	550	550	550
スズメ	50	50	50
カラス	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
ドバト	50	50	50
ノウサギ	50	50	50
カモ			50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
猟友会と連携し、農作物の被害が発生した地域において銃器及びわな等で有害捕獲を実施する。 ・イノシシは市内全域において銃器、わなで捕獲する。 ・シカは伊集院・東市来地区を中心に銃器及びわなで捕獲する。 ・その他鳥獣は年間を通じて実施する。 ・特定猟具使用禁止区域（銃猟禁止区域）については、くくりわな、箱罠等を活用した捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委

譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
	なし	なし	なし

- （注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
イノシシ	電気柵設置後の草払い等の管理について指導を行う。	電気柵設置後の草払い等の管理について指導を行う。	電気柵設置後の草払い等の管理について指導を行う。

- （注） 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 6 年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ	日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換や現地指導を行う。 鳥獣害に対する普及啓発活動（日置市広報等）を実施し、荒廃農地の下草払い等による野生鳥獣が住みにくい環境設備に取り組み、併せて地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進する。
令和 7 年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ	日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換や現地指導を行う。

	マ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ	鳥獣害に対する普及啓発活動（日置市広報等）を実施し、荒廃農地の下草払い等による野生鳥獣が住みにくい環境設備に取り組み、併せて地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進する。
令和８年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ドバト・ノウサギ・ カモ	日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が中心となって関係機関と連携し、情報交換や現地指導を行う。 鳥獣害に対する普及啓発活動（日置市広報等）を実施し、荒廃農地の下草払い等による野生鳥獣が住みにくい環境設備に取り組み、併せて地域住民が主体的に追い上げ・追い払い活動等を行える体制づくりの確立を推進する。

（注） 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日置市	・被害対策本部の設置 ・人的被害の情報収集 ・市民に対する周知（避難等の勧告） ・関係機関との連絡調整 ・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
鹿児島地域振興局 農政普及課	・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
日置警察署	・市民の安全の確保（避難等の勧告） ・銃器使用捕獲時の指導及び助言 ・市民からの被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の問い合わせ内容の市への情報提供
日置市消防本部	・負傷者発生時の救急車の出動
日置市猟友会	・加害鳥獣の緊急捕獲 ・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供
集落代表者	・被害発生及び加害鳥獣の出没情報等の情報提供

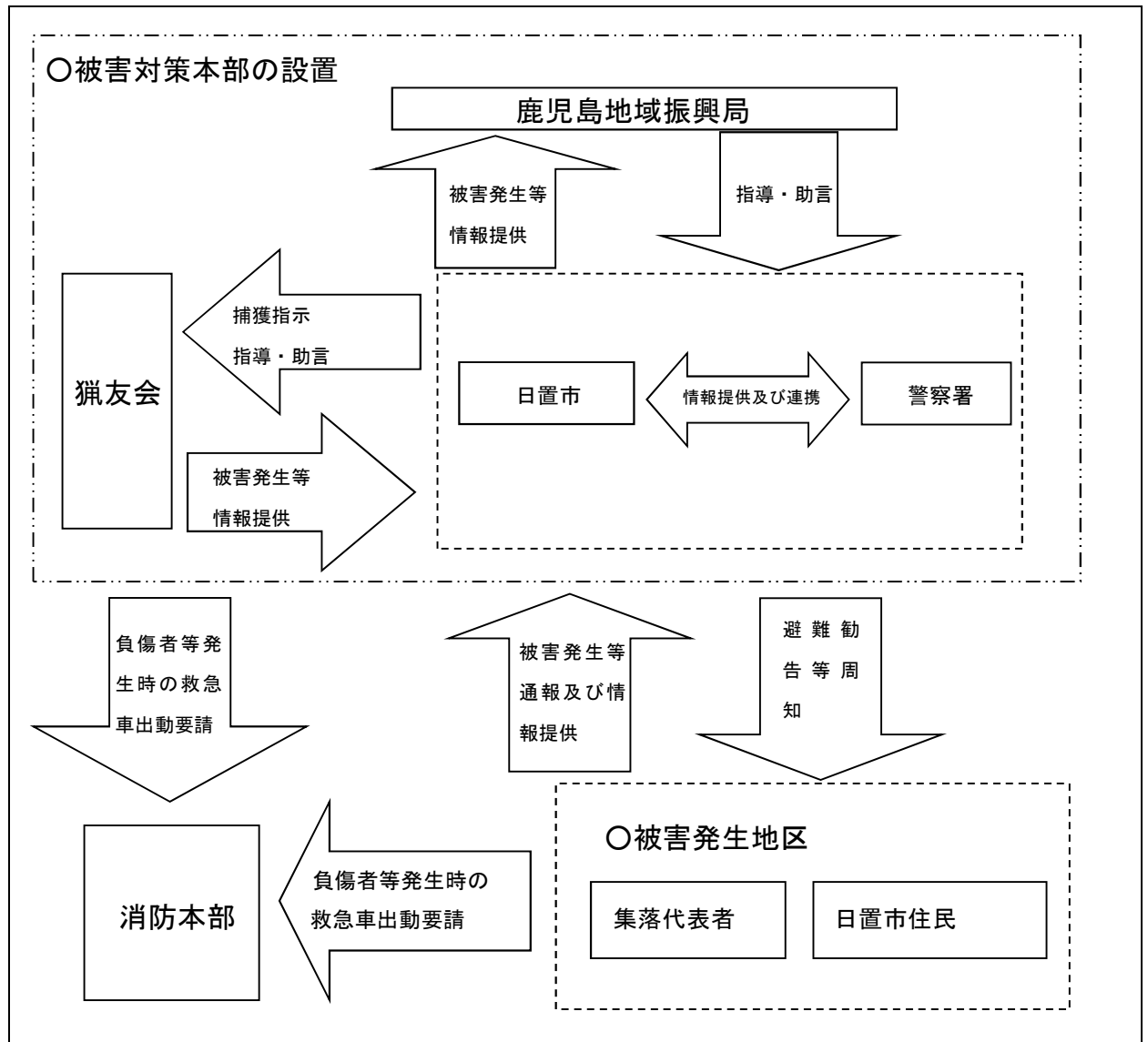
（注） １ 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２ 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべ

き役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体は、食用（自家消費）、埋設の他、ジビエ利用が可能な個体（イノシシ、シカ、アナグマ）については、市内の民間ジビエ処理加工施設（REIBIG JAPAN）に搬入する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲した鳥獣をジビエ加工処理に搬入、処理して販売を行う。
ペットフード	捕獲した鳥獣をジビエ加工処理に搬入、処理して販売を行う。
皮革	捕獲した鳥獣をジビエ加工処理に搬入、処理して販売を行う。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

有害鳥獣捕獲したイノシシ、シカを市内の民間ジビエ処理加工施設 (REIBIG JAPAN) に搬入し、食肉や、皮革、ペットフードとして有効利用する体制を構築する。

また、加工処理施設の処理技術や衛生管理レベルの向上を図る為、衛生管理研修等を実施するとともに販路拡大に努める。

〈目標処理頭数〉

(単位：頭)

	現状 (R4 年度) R4. 7~R5. 7	目標処理頭数		
		R 6	R 7	R 8
イノシシ	66	90	110	130
シカ	27	40	60	80
アナグマ	36	50	60	70

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理加工施設に携わる者の技術向上や育成のための研修会参加等を支援。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
日置市役所農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。 有害鳥獣関連の情報提供及び技術指導を行う。
さつま日置農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導・情報提供を行う。
かごしま森林組合ひおき支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
鹿児島森林管理署	国有林に関する情報の提供、被害防止技術の情報交換等を行う。
鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課	有害鳥獣関連情報提供、被害防止技術の情報交換及び技術指導を行う。
南薩農業共済組合日置支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
日置市各猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と、有害鳥獣捕獲の実施を行う。
ジビエ処理加工施設（REIBIG JAPAN）の代表	ジビエに関する情報提供及び指導を行う。 捕獲した有害鳥獣を受入れ、食肉処理を行う。
日置市各地域鳥獣保護管理員	有害鳥獣関連情報の提供と、鳥獣の保護に関する業務を行う。
農家代表	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
自治会長連絡協議会代表	有害鳥獣関連の情報提供並びに連絡・調整を行う。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県	有害鳥獣関係情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な提携を図る。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設立年月日：平成26年4月1日（民間隊員設置：平成29年8月1日）
 構成：市職員30人（うち狩猟免許保持者0人），民間隊員2人
 活動内容：被害防止策の普及・啓発や有害鳥獣の捕獲等を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域が主体となった、野生鳥獣の住処となりうる荒廃農地の解消や追い払い活動などを推進するために、日置市有害鳥獣緊急捕獲対策協議会が連携して、普及活動を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成26年度（1期）	－
平成29年度（2期）	－
令和2年度（3期）	－
令和3年度（4期）	－
令和5年度（5期）	令和6年3月18日

令和7年度（5期）変更	令和8年2月5日
令和8年度（5期）変更	令和8年7月29日